

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約タイプによっては、セット(付帯)されていない補償項目がありますのでご注意ください。
ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

●被保険者とは保険の対象になる方をいいます。

| 補償項目 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|--|---|
| 傷害死亡 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 | 傷害死亡保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 注 保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。 | たとえば、 ①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの |
| 傷害後遺障害 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき。 | 後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の支払いの限度とします。 | |
| 疾病死亡 | 次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を指定された方(死亡保険金受取人)にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ①海外旅行中に病気により死亡されたとき。 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気(その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。(ただし、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限り、ます。) ③海外旅行中に感染した特定の感染症(※)により海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 ※コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 | たとえば、 ①次のような原因により発病した病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ②妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気 ③歯科疾病 | |
| 治療・救援費用 救援に関する通訳雇入費用担保特約付帯 妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約付帯 | <傷害治療費用> 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けられたとき。(義手、義足の修理を含みます。) <疾病治療費用> ①「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気(その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。 ②海外旅行中に感染した特定の感染症(※)により海外旅行終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。 ※コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 <救援費用> ①次のいずれかにより死亡されたとき。 ・海外旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 ・海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。 ・海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、ます。)が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 ②海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限り、ます。)が原因で継続して3日以上入院されたとき。 ③海外旅行中の事故により、搭乗・乗船中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難したとき。 ④海外旅行中の事故により被保険者の生死が確認できないとき。(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認されたとき。 | お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 <傷害・疾病治療費用> 現実に出し、弊社が妥当と認めた次の金額をお支払いします。(ケガの場合は事故の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、ます。) ①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合ののホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に出した金額。 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 ③入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。 ④医師の治療を受けたのち、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費。(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。) ⑤法令にもとづく、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。(疾病治療費用に限り、ます。) 注1 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。 <救援費用> 保険契約者、被保険者またはその親族が支出した費用で弊社が妥当と認めた次の費用をお支払いします。(「保険金をお支払いする場合」の⑤は300万円上限) ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃。(救援者3名分まで) ③救援者の現地および現地までの行程におけるホテル客室料。(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用。(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑤遺体の処理費用。(100万円まで) ⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費、通訳雇入費等合計で20万円まで) | <傷害治療費用> 上記傷害死亡、傷害後遺障害の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 <疾病治療費用> たとえば、 ①次のような原因により発病した病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気 ④歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。 <救援費用> たとえば、 ①次のような原因により生じた事故 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんかまたは犯罪行為 ・自殺行為(死亡されたときを除きます。) ・戦争、革命などの事変 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの 注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救援費用のお支払いはできません。 |
| 緊急一時帰国費用 | 海外渡航中(一時帰国している期間を除きます。)に生じた次の理由により一時帰国したとき。 ①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。 | たとえば、 ①次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・海外渡航開始前に発病した病気 ②左記「保険金をお支払いする場合」 ①、②の原因または③の理由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 | |
| 留学継続費用 ご希望により追加してセットできるオプション・特約 | あらかじめ指定された被保険者(留学生(※1))の扶養者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した、または重度後遺障害を被ったとき。(重度後遺障害例) ・両目が失明した。 ・咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を全く廃した。 注 ① 留学生とは勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校(※2)に留学する方をいいます。 ※2 学校とは、一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。 | たとえば、 ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じたものである場合 ・保険契約者、被保険者または扶養者の故意 ・扶養者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・扶養者による、自動車などの酒酔運転、無資格運転 ②扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となった時に被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合(ただし、入学の手続きを終えている場合を除きます。) ③扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合 | |
| 救援者費用等追加担保特約付帯 | <救援費用> ⑤海外旅行中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。 | | |
| 賠償責任(長期用) | 海外渡航中に、被保険者ご本人が ①投宿中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発、漏水によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を問われたとき。 ②その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの(※)をこわしたりして法律上の賠償責任を問われたとき。 ※賃貸業者から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。 注 被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いの対象となります。 | たとえば、 ①次のような原因により生じた賠償損害 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の職業(アルバイトを含みます。)上の行為 ・受託物に対する損害賠償 ・自動車、船、飛行機、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用、管理に起因する事故 ・汚染物質の排出、流出 ②親族に対する損害賠償 | |

●ご郵送等によるお申し込みの場合は、「通信販売に関する特約条項」が付帯されています。この「特約条項」は郵送等による方法によって保険の内容をご説明し、お申し込み希望の方より保険契約申込書の郵送等を受けて締結する保険契約に適用される特約です。